

## 1 監査の対象及び監査実施期間

### (1) 監査の対象

- ア 総務部
- イ 都市建設部
- ウ 会計室
- エ 選挙管理委員会事務局
- オ 公平委員会事務局

### (2) 監査実施期間

平成 26 年 4 月 16 日から平成 26 年 6 月 27 日まで

## 2 監査の範囲

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに執行された財務事務等に係る次の項目が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

## 3 監査の方法

部長、会計管理者及び事務局長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

## 4 監査の結果

監査対象部署ごとに次に掲げるとおり。

# 総 務 部

## <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

## <是正改善を要する事項>

### 1 収入事務（その1）

施設の使用許可に係る事務において、使用料の記載を誤っている例が認められた。

（地域交流センター田人ふれあい館）

※ 午前9時30分から午後3時30分までの講義室の使用に係る使用許可書において、使用料の欄に記載する額が2,980円と算出されるにもかかわらず、3,150円と記載していた。

なお、本事案については、全額減免が適用されていることから、実際の使用料収入には影響していない。

## いわき市地域交流センター田人ふれあい館条例

（使用料）

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第7条 市長は、公用又は公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

別表（第6条関係） ※抜粋

### 1 施設使用料

施設の区分	使用料			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
	円	円	円	円
研修室(1)	1,150	1,470	1,780	3,570
研修室(2)	840	1,150	1,360	2,730
講義室	1,150	1,470	1,780	3,570
和室			2,730	

創作室	1,360	1,890	2,310	4,410
調理室	1,470	1,990	2,410	4,720
屋内運動場	3,150	4,200	5,040	9,870

#### 備考

- 1 午前9時以前又は午後10時以後の使用に係る使用料の額は、1時間につき、午前9時から午後10時までの規定使用料の100分の10に相当する額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。
- 2 正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの使用に係る使用料の額は、午前9時から午後10時までの規定使用料の100分の10に相当する額とする。
- 3 前2項の規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用者がその使用の許可を受けた施設を使用する際に併せて入浴施設を使用する場合における当該許可に係る使用料の額は、この表の使用料の欄に掲げる額及び前3項の規定により算出した額を合算した額に、現に入浴施設を使用しようとする者の数（未就学児の数を除く。）に200円（当該使用しようとする者が小学生のときは、100円）を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 前項に規定する場合において、入浴施設を使用できる時間は、2時間以内とする。

## 2 収入事務（その2）

施設使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込み及び調定時期が遅延している例が認められた。

（地域交流センター田人ふれあい館）

※ 平成25年6月14日（金）に使用許可をして、田人ふれあい館施設使用料として同日に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月17日（月）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月18日（火）に払い込まれていた。

また、当該使用料は、市財務規則第37条第1項第4号に規定する随時の収入金で納入通知書を発しないものに該当することから、その調定は、許可日である平成25年6月14日に行わなければならないが、同月18日に遅延して行われていた。

### いわき市財務規則

（調定の時期）

第37条 調定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) 納期の一定している収入金で納入の通知を発するもの 市長が別に定めるものを除くほか、納期の10日前まで
- (2) 納期の一定している収入金のうち申告納付又は申告納入に係るもの 申告書の提出のあったとき。
- (3) 随時の収入金で納入通知書を発するもの 原因の発生したとき。
- (4) 随時の収入金で納入通知書を発しないもの 原因の発生したとき又は収入のあったとき。

2 (略)

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 (略)

### 3 支出事務

賃借料に係る支出事務において、支出負担行為の時期が遅延している例が認められた。

(情報政策課)

※ 平成25年度職員用パソコン機器について平成25年9月20日付けで賃貸借契約を締結しているが、当該契約に基づく支出負担行為として整理する時期は、市財務規則第63条第1項の規定により「契約を締結するとき」とされているにもかかわらず、平成25年9月30日に遅延して行われていた。

#### いわき市財務規則

(支出負担行為の整理区分)

第63条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第3に定めるとおりとする。

#### 別表第3 (第63条関係)

##### 支出負担行為の整理区分 (節区分)

節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類	摘要
14 使用料及び賃借料	契約を締結するとき	支出命令を発したとき	契約金額	見積書 予定価格調書 入札書 入札調書 積算基礎を明らかにした書類 契約書案 請書案	
	請求のあつたとき	支出命令を発したとき	請求のあつた額	積算基礎を明らかにした書類 賃借の事実を証明する書類 請求書 検収調書	単価契約の場合

## 4 契約事務（その1）

入札事務において、委任状が提出された代理人による有効な入札を無効として取り扱った例が認められた。

(情報政策課)

※ 資産管理システム用機器賃貸借について指名競争入札の方法により契約締結しているが、当該指名競争入札の執行に係る事務において、代理人から提出された入札書に入札者（委任者）の押印がないことを理由に、当該代理人による入札を無効なものとして取り扱っていた。しかしながら、当該代理人は、入札に当たって委任状を提出しており、当該委任状には委任者と代理人の記名押印がなされ、入札に関する一切の権限を代理人に委任し代理させる旨の記載があることから、代理人の記名押印がある当該入札は、有効なものとして取り扱われるべきものであった。

結果的に、当該代理人による入札金額が予定価格内の最低価格でなかったことから、当該指名競争入札における落札者の決定に影響はなかったものの、今後の入札事務の執行に当たり十分に留意されたい。

### いわき市財務規則

(入札)

第119条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に入札保証金を納め、仕様書、図面、見本、契約事項、入札心得及び現場等を熟覧のうえ、入札書（第131号様式及び第131号様式の2）を作成し、入札保証金を納付したことを証する書面その他指定する書類を所定場所及び日時までに契約権者に提出しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、併せて委任状を提出しなければならない。

(入札の無効)

第121条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がない者が行った入札
- (2) 所定の日まで所定の入札保証金を納付しないで行った入札
- (3) 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
- (4) 同一入札に他人の代理人を兼ね、又は2通以上行った入札
- (5) 入札書に記名押印のない入札
- (6) 連合その他の不正の行為によつてされたと認められる入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この規則又は特に指定した事項に違反して行った入札  
(一般競争入札の規定の準用)

第127条 前節（第110条及び第112条を除く。）の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

(参考)

役務的業務委託に関する契約事務の指針（財政部契約課策定）

(一部抜粋)

○ 入札の執行

#### 4 入札書

入札書の提出は「契約の申込み」とされており、提出後は入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

これは、提出後の書換え等を認めることが、公正な競争の妨げになるおそれがあるためである。

なお、入札書については、主に次の点を確認すること。

- (1) 年月日の欄が入札年月日であること。
- (2) 入札金額欄は有効数字の直前に¥記号が記載され、かつ明瞭であること。
- (3) 入札者及び代理人が記名押印していること。  
(ただし、代理人が入札に参加するときの押印は代理人のみで可)

## 5 契約事務（その2）

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(総務課、職員課、職員研修室、情報政策課、工事検査課)

※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる33件のうち、18件の契約において当該措置が講じられていなかった。

### いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日実施）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。
  - ア 建設工事又は製造の請負に係る契約
  - イ 測量又は設計に係る委託契約
  - ウ 工事用原材料の購入に係る契約
  - エ 役務の提供に係る委託契約
  - オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
  - カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
  - キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必

要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

## ○ 契約等からの暴力団等の排除について（概要資料）（財政部契約課策定） （一部抜粋）

### 5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

## ○ いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）抜粋 （目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的

非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。



# 都 市 建 設 部

## <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

## <是正改善を要する事項>

### 1 収入事務

屋外広告物許可申請手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(都市計画課)

※ 屋外広告物許可申請手数料として平成25年4月19日(金)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月22日(月)までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月23日(火)に払い込まれていた。

### いわき市財務規則

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書(第16号様式)に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日(指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日)に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 (略)

### 2 契約事務(その1)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約の方法により締結している契約において、随意契約とする合理的理由の記載が不十分な例が認められた。

(都市計画課)

※ 小名浜港背後地周辺交通環境改善促進事業計画策定業務委託（その2）については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定を適用し、随意契約の方法により契約締結しているが、記載された理由は、「『小名浜港背後地周辺交通環境改善促進事業計画策定業務委託』において、本市の『交通量配分計算プログラム』を構築するとともに、当該地域の交通特性の分析や情報処理能力に長ける」など、専ら契約相手方の事業に対する適格性を記した内容にとどまっている。

しかしながら、施行令第2号の規定を適用できる随意契約とは、基本的には、特定の1者しか履行できない業務に関する契約であり、具体的には、契約相手方が事業に対する適格性を有することだけでなく、当該契約相手方以外では契約の目的が達成できない又は著しく支障を来すおそれが生じるなどの非代替性について具体的かつ客観的に説明する必要がある。

また、当該委託事業については、起工前に先立って契約者のほか他の2者からも同じ仕様で見積りを提出させており、その中で契約者の見積額が安価であったことが随意契約確認表に記載されているが、これらの見積額は、正式な競争環境の中で使用するために提出させたものではない上に、他の2者から見積額が提示されたこと自体が契約者以外にも業務の実施が可能な者の存在を示すものとの疑義を招く結果にもなる。

以上のことから、当該案件については、随意契約とする合理的理由の記載が不十分なものと判断される。

## <参考>

### 随意契約に関する事務執行のための指針（いわき市財政部契約課／平成25年6月策定） （抜粋）22～26 ページ

#### (2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

#### 【逐条地方自治法（抜粋）】

「不動産の買入れ又は借入れ契約」は、通常特定の相手方との折衝の結果、価格その他の条件が整ったうえで初めて契約を締結するのであり、これは、随意契約の方法による場合の典型的な事例であって、このような契約は、その性質そのものが競争入札に適しない性格をもっているのである。（以下略）

（中略）

#### 【本号の適用にあたって】

- 「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」は、契約ごとの特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断するしかありませんが、業者選定にあたってはその理由を具体的・客観的に示すことが必要となります。
- 判断の基準はおおむね「特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができないとき」又は「経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき（この場合、他の業者が受注することで著しく支障がきたすおそれが生じるなど具体的な理由が必要となります。）」のような場合が考えられます。

( 中 略 )

- なお、受注可能な業者が複数存在する場合は競争入札が原則となることから、起工の前に市の入札参加有資格者名簿の中において他に選定可能な業者がないかどうか十分確認してください。

( 中 略 )

- ◆ 経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき

< 建設工事 >

(略)

< その他業務等 >

- ① 既存の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の業者以外の者に設計させた場合、既存のシステム等の使用に著しい支障が生じるとき  
「著しい支障が生じる」場合とは、他の設備と密接に関連していることによって故障原因の特定ができず、責任所在があいまいになることにより契約の目的達成が極めて困難となることが想定されます。
- ② 基本設計委託後の実施設計委託を基本設計業者に委託するとき（ただし、基本設計の基本設計業者でなければ支障をきたす相当の理由がある場合に限る。）
- ③ 訴訟、調停、登記、鑑定、医療等、法令により報酬が定められている事務を委託するときや、現に価格競争が成立しないとき
- ④ 経験、知識を特に必要とする研究調書の作成を依頼するとき

( 中 略 )

#### 【不適切な事例】(第2号)

- 2 契約可能な相手方が複数存在するにもかかわらず第2号を適用した随意契約としているもの

### 3 契約事務(その2)

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(都市復興推進課、建築指導課、小名浜区画整理事務所、勿来区画整理事務所)

- ※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる23件のうち、6件の契約において当該措置が講じられていなかった。

#### いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日実施)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

- イ 測量又は設計に係る委託契約
  - ウ 工事用原材料の購入に係る契約
  - エ 役務の提供に係る委託契約
  - オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
  - カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
  - キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定
- (2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

- 2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。
- 3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。
  - (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
  - (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

## ○ 契約等からの暴力団等の排除について（概要資料）（財政部契約課策定） （一部抜粋）

### 5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

## ○ いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）抜粋

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

# 会 計 室

## <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握して、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

## <是正改善を要する事項>

### 契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる3件のうち、1件の契約において当該措置が講じられていなかった。

### いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日実施）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。
  - ア 建設工事又は製造の請負に係る契約
  - イ 測量又は設計に係る委託契約
  - ウ 工事用原材料の購入に係る契約
  - エ 役務の提供に係る委託契約
  - オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
  - カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
  - キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

（契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者(以下「排除措置対象者」という。)に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

## ○ 契約等からの暴力団等の排除について(概要資料)(財政部契約課策定)

(一部抜粋)

### 5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示(※1)し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載(※2)するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

## ○ いわき市暴力団排除条例(平成24年7月5日いわき市条例第41号)抜粋

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(次条第1項において「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

(公共工事等における措置)

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。



# 選挙管理委員会事務局

## <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

## <是正改善を要する事項>

### 1 支出事務

勤務時間の割振り変更、超過勤務命令及び超過勤務手当の支給に係る事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。

#### 【事例1】 4時間の勤務時間の割振り変更に関連した超過勤務手当の支給割合の誤り

※ 週休日である土曜日の午後及び日曜日の午前に勤務の必要が生じたことから、それぞれ、勤務日である金曜日の午後及び月曜日の午後との間で4時間の勤務時間の割振り変更を行ったが、実際には、いずれの日においても終日勤務した上に午後5時30分以降に超過勤務を行っており、その分について超過勤務手当が支給されている。この場合において、午後5時30分以降に実施した超過勤務に係る手当の支給割合は、金曜日及び月曜日の分については「100分の125」となるにもかかわらず「100分の135」で算出され、また、土曜日及び日曜日の分については午後10時までが「100分の135」で午後10時からが「100分の160」となるにもかかわらず、それぞれ「100分の125」及び「100分の150」で算出されていた。【類例あり】

#### 【事例2】 週休日の振替に関連した超過勤務手当の支給割合の誤り

※ 週休日である土曜日に勤務の必要が生じたことから、勤務日である金曜日との間で週休日の振替を行ったが、実際には、金曜日においても終日勤務した上に午後5時30分以降に超過勤務を行っており、その分について超過勤務手当が支給されている。この場合において、午後5時30分以降に実施した超過勤務に係る手当の支給割合は、「100分の135」となるにもかかわらず、「100分の125」で算出されていた。【類例あり】

#### 【事例3】 4時間の勤務時間の割振り変更と超過勤務との重複

※ 週休日である土曜日の午後に勤務の必要が生じたことから、勤務日である金曜日の午後との間で4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、当該土曜日の午後が勤務時間となっていたにもかかわらず、超過勤務手当の対象時間としていた。

#### 【事例4】 休憩時間分の非控除

※ 週休日である日曜日に勤務の必要が生じたことから、勤務日である月曜日との間で週休日

の振替を行ったが、実際には、月曜日においても午前7時から午後10時まで超過勤務を行っており、その分について超過勤務手当が支給されている。この場合において、勤務時間が8時間を超えることから少なくとも1時間の休憩時間を設けることとされており、実際にも設けていたにもかかわらず、当該時間分が控除されずに超過勤務手当が算出されていた。【類例あり】

#### 【事例5】 超過勤務時間数の算出誤り

※ 週休日である土曜日に勤務の必要が生じたことから、勤務日である水曜日との間で週休日の振替を行ったが、実際には、水曜日においても午前8時30分から午後8時30分まで超過勤務を行っており、その分について超過勤務手当が支給されている。この場合において、勤務時間が8時間を超えることから1時間15分の休憩時間分を取得しており、これを控除した勤務時間が10時間45分となるにもかかわらず、8時間45分で算出されていた。

#### 【事例6】 週休日の振替変更簿の記載漏れ

※ 週休日である土曜日に勤務の必要が生じたことから、勤務日である木曜日との間で週休日の振替を行ったこととして超過勤務命令簿の記載がされているにもかかわらず、週休日の振替・4時間の勤務時間の割振り変更簿には、当該振替に係る記載がなされていなかった。

### いわき市職員の給与に関する条例

(超過勤務手当)

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定によりあらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(市長が規則で定める時間を除く。)に対して勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

## いわき市職員の給与の支給に関する規則

（超過勤務手当の支給割合）

第17条 条例第14条第1項の市長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第14条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125（勤務時間条例第5条の規定による4時間の勤務時間の割振り変更を行った場合において、新たに4時間の勤務時間が割り振られた日における勤務及び当該4時間の勤務時間を割り振ることをやめた勤務日における勤務（当該割り振ることをやめた4時間の勤務時間の範囲内における勤務に限る。）にあつては、100分の135）

(2) 条例第14条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第14条第3項の市長が規則で定める割合は、100分の25とする。

（超過勤務手当等の支給及び計算方法）

第17条の4

1～2（略）

3 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数（超過勤務手当のうち、支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によつて計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときの端数の処理については、第16条の11の規定の例による。

4（略）

## いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、市長が規則で定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち市長が規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2（略）

## いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する規則

（週休日の振替等）

第3条 条例第5条の市長が規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日

を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

- 2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日等の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第8条の4に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。
- 3 任命権者は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）

- 第5条 任命権者は、条例第3条第1項ただし書の規定に基づき週休日を設け、同条第2項の規定に基づき勤務時間を割り振り、条例第4条の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第6条第1項の規定に基づき休憩時間を置き、又は条例第7条の規定に基づき休憩時間を置いた場合には、適当な方法により、速やかに、その内容を明示するものとする。
- 2 任命権者は、条例第5条の規定に基づき週休日の振替等を行った場合には、職員に対して、速やかに、その内容を通知するものとする。

## いわき市職員の土曜閉庁による週休二日制取扱要綱

（週休日及び勤務時間の割振り権者）

- 第3条 週休日及び勤務時間の割振りは、所属長が行う。

（週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更）

- 第5条 条例第5条第1項の規定による週休日の振替（以下「振替」という。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「割振り変更」という。）は、週休日において特に勤務を命ずる必要がある場合に限り行うことができる。

2～6（略）

- 7 振替又は割振り変更は、あらかじめ週休日の振替・4時間の勤務時間の割振り変更簿（第3号様式）により行い、これにより所属職員に速やかに明示するものとする。

## 2 契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

※ 今回、監査を実施した契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる18件の契約の全てにおいて当該措置が講じられていなかった。

## いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日実施）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

（契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

（契約からの排除措置）

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

### ○ 契約等からの暴力団等の排除について（概要資料）（財政部契約課策定）

（一部抜粋）

#### 5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

## ○ いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）抜粋

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

## 公平委員会事務局

### <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められた。